

平成24年10月31日

楽器等の携行に関する税関検査に係る注意喚起について

最近、日本人音楽家が演奏旅行等のために携行する楽器が、ドイツの税関において無申告等の理由により没収される事案が連続したことを受け、今般、文化庁より下記の通知を音楽関係団体に対して送付しましたので、お知らせします。

【通知資料】

- 「楽器等の携行に関する税関検査に係る注意喚起について」
(関係法人宛 平成24年10月29日付事務連絡)
- ※ 資料は別添のとおり

<担当> 文化庁長官官房国際課
課長：佐藤 透 (内線 2845)
国際文化交流室
室長：中野 潤也 (内線 3153)
企画係長：南川 貴宣 (内線 2848)
文化庁文化部芸術文化課
課長：舟橋 徹 (内線 2822)
課長補佐：吉田 梓 (内線 2824)
電話：03-5253-4111 (代表)
03-6734-3110 (国際課直通)
03-6734-2826 (芸術文化課直通)

事 務 連 絡
平成24年10月29日

関係各特例民法法人 各位

文化庁長官官房国際課
文化庁文化部芸術文化課

楽器等の携行に関する税関検査に係る注意喚起について

最近、日本人音楽家が演奏旅行等のために携行する楽器が、ドイツの税関において無申告等の理由により没収される事案が連続したことを受け、外務省領事局海外邦人安全課長より、当庁に対し、別添（写）のとおり依頼がありました。

つきましては、貴法人におかれては、別添の注意事項にご留意いただくとともに、貴法人の会員等の音楽関係団体・関係者に同注意事項をお知らせいただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、ご不明な点等ございましたら、外務省海外邦人安全課（下記参照）までお問合せ下さい。また、この注意喚起の内容を平易に解説したものを追って文化庁ホームページ「長官のサイト」に掲載する予定ですので、そちらもご参照下さい。

(問い合わせ窓口)

外務省 領事サービスセンター

TEL (代表) 03-3580-3311 (内線 : 2902、2903)

TEL (直通) : 03-5501-8162

(外務省関係課連絡先)

外務省領事局海外邦人安全課 (内線 : 5144、2919)

事 務 連 絡
平成24年10月29日

関係各公益社団法人
関係各公益財団法人
関係各一般社団法人 各位
関係各一般財団法人

文化庁長官官房国際課
文化庁文化部芸術文化課

楽器等の携行に関する税関検査に係る注意喚起について

最近、日本人音楽家が演奏旅行等のために携行する楽器が、ドイツの税関において無申告等の理由により没収される事案が連続したことを受け、外務省領事局海外邦人安全課長より、当庁に対し、別添（写）のとおり依頼がありました。

つきましては、貴法人におかれては、別添の注意事項にご留意いただくとともに、貴法人の会員等の音楽関係団体・関係者に同注意事項をお知らせいただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、ご不明な点等ございましたら、外務省海外邦人安全課（下記参照）までお問合せ下さい。また、この注意喚起の内容を平易に解説したものを追って文化庁ホームページ「長官のサイト」に掲載する予定ですので、そちらもご参照下さい。

(問い合わせ窓口)

外務省 領事サービスセンター
TEL (代表) 03-3580-3311 (内線 : 2902、2903)
TEL (直通) : 03-5501-8162

(外務省関係課連絡先)

外務省領事局海外邦人安全課 (内線 : 5144、2919)



領安第 13427 号

平成24年10月25日

文化庁長官官房国際課長 殿

外務省領事局海外邦人安全課長



税関検査に係る音楽関係団体に対する注意喚起について（協力依頼）

最近、日本人音楽家が演奏旅行等のため携行する楽器が、ドイツの税関において無申告等の理由により没収される事案が連続して発生しました。これを受けて、外務省では税関申告等通関にあたって留意すべき項目について海外安全ホームページや在外公館のホームページ等で広報を行っていますが、類似事案の発生を極力防止する観点から、日本国内の音楽関係者にも積極的に広報する必要性があると考えています。

ついては、貴庁において、国際文化交流等を円滑に推進する観点から、本件注意喚起につき、音楽関係団体に対して下記注意事項を周知願いたく、御協力方よろしくお取りはからい願います。

記

- 1 演奏等のため楽器等を携行して外国旅行をする際には、当該国の規則に従って出入国時の税関手続きを励行してください。特に、EU

加盟国では法令により430ユーロ以上の物品は税関申告が必要とされています。携行する楽器等が税関申告が必要な物品に該当すると判断する場合には、その楽器等の所有権の有無に拘わらず、赤の税関ゲート（申告が必要な物品を所持する入国者用ゲート）にて申告することとなっておりますので、励行して下さい。

2 上記に該当する楽器等を外国に携行される方は、同楽器等が当該国での販売を目的とするものでないことを税関において申告用紙への記載などで証明しなければなりません。同手続きを簡便にする方法として国際条約（「物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）」）に基づいて発行されるATAカルネにより税関申告を行う方法があります。この条約には、我が国を始め、全てのEU加盟国を含む欧州主要国、アジア、北米、中南米等の主要国が加入しています。カルネの発行は、各国の指定する団体が発行しており、日本国内では、一般社団法人日本商事仲裁協会が発行を行っています。

3 特にドイツの国際空港における税関検査は厳格に行われる傾向がありますので、ご自身の過去の経験、根拠の希薄なアドバイス、思い込みといった曖昧なものに頼ることなく、ルールに従った正確な申告を心がけて下さい。

（1）機内持ち込み荷物の申告については、詳細は在京ドイツ大使館のホームページを必ずご参照ください。

（2）ATAカルネによる申告が可能です。前述2をご参照下さい。

（3）乗り継ぎにおけるドイツの国際空港での税関検査についても十分ご留意ください。

なお，これらの諸点については，外務省海外安全ホームページ（別紙 1）及び在独日本大使館ホームページ（別紙 2）にも詳細を記しておりますので，併せて周知いただけるよう，お取りはからい願います。

付 属 添 付

税関手続きを甘く見てはいけません！

最近、海外への旅行や出張は珍しいものではなくなりました。海外に居住する人や、日本と海外を頻繁に行き来する方も右肩あがりが増えていています。これに伴って、海外でトラブルに遭う方も増えているのですが、そのトラブルは事故や犯罪に起因するものだけではなく、出入国時の税関手続きに伴うものもあり、この種のトラブルは意外と多いのです。

以下、出入国時のトラブル事例の主なものをご紹介しますが、これら以外にも申告が義務づけられているものがありますので、本サイトの各国ごとの「渡航情報」の「安全対策基礎データ」を参照いただくとともに、特に高額な物品、多額の現金・トラベラーズチェック等を携行する場合には日本にある渡航先国の大使館、総領事館に確認するようお願いいたします。

○現金の申告

麻薬犯罪などに絡むマネーロンダリングを防ぐため、各国の税関では出入国時に携行できる現金額を定めています。外貨も含めた現金の総額が、米国では1万米ドル、EU諸国では1万ユーロ以上の場合、出入国時に税関で申告する必要があります。また、国によってはトラベラーズチェックや有価証券を合算したり、自国通貨の持ち出しを厳しく制限していることもあります。

商談や買い付け資金として、多額の現金を携行して出張される方がおられますが、没収されると商談はおろか、経営危機に発展する可能性があります。現金には関税はかかりませんので、必ず申告するようにしてください。

(注：日本にも同様の規則があり、円や外貨の現金、トラベラーズチェックなどの有価証券も含めた金額が100万円相当（北朝鮮を仕向地とする場合には10万円相当）以上の金額の場合には税関申告の義務があります。詳細は下記の日本税関のサイトをご参照ください。)

税関 http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/keitaibetsuso/7305_jr.htm

○ブランド品や楽器など高価な物品

ブランド品などの高価な物品も税関申告する必要があります。商談や修理などでブランド品を携行される方は所定の手続きをとるようにしてください。これを怠ると没収や多額の関税が課されることとなります。

ブランド品だけでなく、プロ用撮影機材（カメラ、TVカメラ）や楽器なども通常申告対象となっていますので、予め税関申告手続きについて確認する必要があります。また、これらの物品については「ATA カルネ」と呼ばれる書類

によって通関手続きを行う方法がありますので、詳細につき下記サイトをご覧ください。

日本商事仲裁協会（発行元） <http://jcaa.or.jp/carnet-j/1.html>

税関 http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/keitaibetsuso/7302_jr.htm

ジェトロ http://www.jetro.go.jp/world/japan/qa/export_11/04A-001004

○タバコ

東南アジアでは、数量にかかわらずタバコの持ち込みには税関申告を義務づけている国や、免税規定量以上のタバコを持ち込もうとした旅行者に対し、多額の罰金を課す国がいくつかあります。この場合、税官吏から指摘を受けた後でタバコを放棄しようとしても罰金は減額・免除されません。タバコの持参や贈答を考えておられる方は事前に確認しておくことをお勧めします。

○パソコン、カメラ、ビデオカメラ、その他

出張者のパソコンや、観光客のカメラ、ビデオカメラが税関申告や関税の対象になる国があります。また、ヌード写真が掲載されている週刊誌、酒類、食品類（菓子や野菜含む）の持ち込みに厳しい国があり、発覚した場合には全て没収（または廃棄）となることがあります。海外に出かける際には、渡航先の国の税関手続きに注意を払うようにしてください。

○ワシントン条約やその他の法令による規制

ワシントン条約などで保護されている珍しい動植物を、外国で採取して密かに持ち帰ろうとする方がおられますが、発覚すれば逮捕拘束を免れません。この種の規制による処罰を軽く考えることは禁物です。

また、ロシアや旧東欧諸国の中には、芸術品や骨董品類の持ち出しに厳しい国があり、輸出許可の取得や、税関申告を怠った場合には逮捕または出国を差し止められることがあります。渡航先の国にそのような規制がある場合には、十分な余裕をもって事前許可をとりつけるようにしてください。

（問い合わせ窓口）

○外務省 領事サービスセンター

TEL（代表）03-3580-3311（内線：2902、2903）

TEL（直通）：03-5501-8162

（外務省関係課連絡先）

○外務省領事局海外邦人安全課（内線：5144、2919）

ドイツの国際空港における税関検査に関する注意事項

フランクフルト、ミュンヘンといったドイツの主要な国際空港においては、空港の構造上、到着ターミナルによっては入国審査の直後に設置された機内持ち込み荷物用の税関窓口を通過することになります。この窓口において、申告すべき荷物を申告しないまま緑の税関ゲート（申告すべき物品を所持しない入国者用ゲート）を通過しようとして不申告を指摘された場合、故意であるか否かにかかわらず、多額の税または反則金を課されたり、物品を差し押さえられたりする場合があります（EU域内の他の都市を最終目的地とするトランジットの場合も対象となります）。

ごく最近においても、フランクフルト国際空港において、高額な楽器を所持して緑の税関ゲートを通過しようとした演奏家の方が、楽器の不申告を指摘され、高額な輸入売上税及び反則金の支払いを命じられたケースが連続して発生しています。いずれのケースにおいても、ドイツ税関当局との間で複雑な法律問題が生じ、課税の有無を問わず、多くの時間と労力を割くことになりました。

また、楽器以外でも、機内に持ち込んだパソコン、カメラ等高額物品について緑の税関ゲートにおいて不申告を指摘され、税及び反則金の支払いを命じられるケースが発生しています。

ドイツに空路で入国される際、あるいは、ドイツの空港経由で他のEU諸国に向かわれる際（下記3.をご参照ください）には、ご自身の過去の経験（他国での経験を含む）、根拠の希薄なアドバイス、思い込みといった曖昧なものに頼ることなく、ルールに従った正確な申告を心がけてください。

1. 機内持ち込み荷物の申告

総額で430ユーロ相当以上の物品（2012年10月現在）（商業目的の場合、純粋に個人的使用のために持ち込む場合を含む）を持ち込む場合は、たとえそのまま日本に持ち帰ることが明らかな場合であっても、必ず赤の税関ゲート（申告が必要な物品を所持した入国者用ゲート）を通過し、一時輸入の申告を行ってください。

詳細は下記のサイトをご参照ください。

- ・在京ドイツ大使館ホームページ：

<http://www.japan.diplo.de/Vertretung/japan/ja/03-konsular-und-visainformationen/03-3-zoll/0-Zoll.html>

- ・ドイツ税関ホームページ（英語）：

http://www1.zoll.de/english_version/a0_passenger_traffic/b0_third_country/index.html

2. ATAカルネ

A T Aカルネは、職業用具、商品見本等を外国に一時持ち込む際、免税扱いの一時輸入が簡易に行える通関書類で、日本では日本商事仲裁協会が発行しています。A T Aカルネを利用することで、空港において一時輸入の手続きをとる煩雑さを避けることができます。

ただし、A T Aカルネを所持している場合でも、赤の税関ゲートを通過して手続きを行わなければならない点、また、上記のドイツの国際空港のように2度の税関検査がある場合には、そのいずれにおいても赤の税関ゲートを通らなければならない点にはご注意ください。

A T Aカルネの詳細については、下記のサイトをご参照ください。

- ・日本商事仲裁協会：<http://www.jcaa.or.jp/>
- ・財務省税関ホームページ：<http://www.customs.go.jp/kaigairyoko/atacarnet.htm>

3. 乗り継ぎにおけるドイツの国際空港での入国審査

日本からドイツの空港を経由してシェンゲン協定加盟国に向かわれる場合、入国審査は最初の到着地であるドイツで行われます。

4. 乗り継ぎにおけるドイツの国際空港での税関検査

機内持ち込みの荷物については、非課税でない限り EU 域内の最初の到着地であるドイツの空港（フランクフルト、ミュンヘン等）で税関申告を行う必要があります。チェックイン荷物は、最終目的地の空港が EU 域内の国際空港であれば、非課税でない限りその目的地の空港の税関において申告を行う必要があります。ただし、チェックイン荷物を最初にEUに到着するドイツの空港（フランクフルト、ミュンヘン等）で一旦受け取り、最終の目的地に向けて再度預け入れチェックインしなければならない場合、税関での申告は最初の到着地であるドイツの空港で行ってください。

なお、税関での申告がある場合には、乗り換えに際しては十分な時間的余裕をもって乗り継ぎ便を予約してください。

5. なお、上記は日本から EU 域内に入ってくる方に対する注意事項ですが、EU 域内にお住まいの方については、居住している国の税関の WEB サイト等をご覧になって、EU 域内に再度入国する際の税関手続についてあらかじめ情報を集めた上で、再度入国されるようお願いいたします。